# 改定後

#### I 指針策定の目的

本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資又は出え んする法人は、行政が直接対応することが困難又は行政が直接対応 するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野において、 民間の経営ノウハウ等を活用しながら公共的な事業を実施するこ とを目的に設立され、県民サービスの充実に重要な役割を果たして きた。

県では、これまでも行政改革の一環として「行政改革大綱」(平成8~10年度)、「新行政改革大綱」(平成11~13年度)、「行政システム改革大綱」(平成14~17年度)、「構造改革プラン」(平成18~22年度)、「新しい行政改革大綱」(平成23\_\_~26年度)、「新しい行政改革大綱(第2ステージ)」(平成27\_\_~30年度)及び「新しい行政改革大綱(第3ステージ)」(令和元~4年度)に基づき必要な見直しを行いながら法人の廃止、統合等に積極的に取り組んできており、その結果、本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資又は出えんしている法人数は、既に全国最少レベルのものとなっている。

これらの法人のうち、本県が4分の1以上出資又は出えんしている法人については、外部評価機関として「愛媛県出資法人経営評価専門委員会」(以下「経営評価専門委員会」という。)を設置の上、点検評価を行い、経営改善を進めてきた。

一方、国は、地方公共団体に対し、平成26年8月に「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、第三セクターの効率化、経営健全化及び地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組むよう要請を行っているほか、<u>令和元年7月の</u>「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」等により、特に財政的リスクが高いと認められる出資法人が存する場合は、地

## 改定前

### I 指針策定の目的

本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資又は出えんする法人は、行政が直接対応することが困難又は行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野において、民間の経営ノウハウ等を活用しながら公共的な事業を実施することを目的に設立され、県民サービスの充実に重要な役割を果たしてきた。

県では、これまでも行政改革の一環として「行政改革大綱」(平成8~10年度)、「新行政改革大綱」(平成11~13年度)、「行政システム改革大綱」(平成14~17年度)、「構造改革プラン」(平成18~22年度)、「新しい行政改革大綱」(平成23年~26年度)及び「新しい行政改革大綱(第2ステージ)」(平成27年~30年度)

に基づき必要な見直しを行いながら法人の廃止、統合等に積極的に 取り組んできており、その結果、本県が資本金、基本金その他これ らに準ずるものを出資又は出えんしている法人数は、既に全国最少 レベルのものとなっている。

これらの法人のうち、本県が4分の1以上出資又は出えんしている法人については、外部評価機関として「愛媛県出資法人経営評価専門委員会」(以下「経営評価専門委員会」という。)を設置の上、点検評価を行い、経営改善を進めてきた。

一方、国は、地方公共団体に対し、平成26年8月に「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、第三セクターの効率化、経営健全化及び地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組むよう要請を行っているほか、平成30年2月に「第三セクター等の経営健全化方針の策定\_\_\_\_\_\_\_について」\_\_により、特に財政的リスクが高いと認められる出資法人が存する場合は、地

方自治体に対して、経営健全化方針の策定と公表が求められているところである。

これらを踏まえ、本県における今後の経営評価については、引き続き法人の設立目的、事業の公益性、県の施策との関係など、法人が有する公共性の観点や今後の経営方針を勘案しながら行うものとし、これらの取組により県が出資又は出えんする法人の経営健全化及び効率的運営の実効性の確保を図るとともに、有効な活用の検討を進めるものとする。

### 《出資法人数が少ない都道府県》(令和3年3月末現在)

順位	県 名	出資法人数	うち出資比率25% 以上(順位) <sub>(注2)</sub>
第1位	奈良県	25	<u>15</u> (1)
第2位	香川県	3 1	<u>23</u> ( <u>5</u> )
第3位	<u>茨城県</u>	3 2	<u>2 4</u> ( <u>10</u> )
第 <u>3</u> 位	愛媛県	<u>3 2</u>	<u>20</u> (2)

- (注) 1 「<u>令和3</u>年度第三セクター等の状況に関する調査」結果 (令和3年12月 総務省)を基に整理。
  - 2 出資している地方公共団体のうち、その都道府県の出資 比率が最も大きな出資法人数。ただし、上記調査の対象外 である社会福祉法人や信用保証協会は除く。

# Ⅱ 対象法人及び経営評価期間

- 1 対象法人 省略
- 2 経営評価期間

令和5年度から8年度までの4か年とする。

表一1 対象法人(令和4年4月現在) (単位:千円、%)

方自治体に対して、経営健全化方針の策定と公表が求められているところである。

これらを踏まえ、本県における今後の経営評価については、引き続き法人の設立目的、事業の公益性、県の施策との関係など、法人が有する公共性の観点や今後の経営方針を勘案しながら行うものとし、これらの取組により県が出資又は出えんする法人の経営健全化及び効率的運営の実効性の確保を図るとともに、有効な活用の検討を進めるものとする。

# 《出資法人数が少ない都道府県》 (平成25年3月末現在)

			<del>_</del>
順位	県 名	出資法人数	うち出資比率25% 以上(順位) <sub>(注2)</sub>
第1位	奈良県	28	<u>18</u> (1)
第2位	香川県	3 1	<u>2 6</u> ( <u>14</u> )
第3位	山口県	3 3	<u>2 1 (_2)</u>
第 <u>4</u> 位	愛媛県	3 4	<u>2 1</u> ( 2)

- (注) 1 「<u>平成25</u>年度第三セクター等の状況に関する調査」結果 (平成25年12月 総務省)を基に整理
  - 2 出資している地方公共団体のうち、その都道府県の出資 比率が最も大きな出資法人数。ただし、上記調査の対象外 である社会福祉法人や信用保証協会は除く。

# Ⅱ 対象法人及び経営評価期間

- 1 対象法人 省略
- 2 経営評価期間

令和元年度から4年度までの4か年とする。

表一1 対象法人(平成30年4月現在) (単位:千円、%)

	出資法人名	出資総額	県 出 資 金額	県出資 比率
_			HX	- 1
孔	t団法人·財団法人(15 法人)			
	省略			
	(一財)愛媛県廃棄物処理	10,000	2,500	25.0
	センター(注1)			
	省略		,	
全	会社法法人 (4法人)			
	省略			
	松山観光港ターミナル㈱(连	100,000	42, 700	42.7
	2)			
	南レク(株)(注2)	400,000	106, 933	
				26.7
社	t会福祉法人(1法人)			
	省略			
特	寺別法人(1法人)			
	省略			
	省略			

- (注) 1 (一財) 愛媛県廃棄物処理センターについては、令和 5年2月に清算結了したため、令和6年度以降、経営評価の対象外とする。また、出資総額(基本財産)は一部 取り崩しを行っているが、出資総額欄には当初基本財産 額を記載している。
  - 2 <u>松山観光港ターミナル㈱及び</u>南レク㈱については、<u>無</u> <u>償減資を行っていることから、出資総額欄は減資後の資本金額、県出資金額欄には減資後の資本金額に</u>本県の持 株比率を乗じた額を記載している。

	出資法人名	出資総額	県出資	県出資
			金額	比率
社	は団法人・財団法人(15 法人)			
	省略			
	(一財)愛媛県廃棄物処理セ	10,000	2,500	25.0
	ンター			
	省略			
全	会社法法人 (4法人)			
	省略			
	松山観光港ターミナル㈱―	600,000	<u>256,000</u>	42.7
	_			
	南レク(株)——	400,000	106, 933	(注)
				26.7
社	t 会福祉法人 (1 法人)			
	省略			
特	· 持別法人(1法人)			
	省略			
	省略			
()	主)	•		

	南レク㈱については
資総額 (資本金) に	
	本

Ⅲ 基本的取組事項

# Ⅲ 基本的取組事項

省略

1 出資法人の自主性・自律性の向上 省略

- (1) 組織体制の見直し
  - ①ガバナンスの更なる強化

出資法人が、県民の理解と信頼を得て、継続的に事業運営を行っていくためには、法令遵守を前提に、時代の変化やその時々の社会の要請等を踏まえ、法人自らが定款や各種規程、行動準則等を定め、社員・評議員や役員から実務担当者に至るまで、法人の担い手全員が、それぞれの役割を果たす上で、常にこれらの規範に立ち返ることが求められる。

一方で、各種規程等を形式的に守るだけではなく、実質的にガバナンスが効いているというためには、法人の担い手全員がそれぞれの役割を適切に果たしていると認められるよう常に行動し、求められた場合には自己の行動について法人の内外において説明責任を十分に果たすとともに、執行部と評議員・社員等が日常的に意見交換する機会の設置や、法人と利害関係のない外部人材の活用など、不祥事や不適正な会計処理の予防、発見及び再発防止等事後対応の仕組みを確立する必要がある。

## ②経営責任の明確化

出資法人は、ガバナンスの効いた組織体制の構築に加え、独立した法人格を有するものであることから、役員のトップマネジメントにより組織のビジョンと戦略をしっかりと示し、自らが主体的に経営努力を行っていくことが求められるが、現状は、役員の大部分が非常勤であるとともに、県をはじめ各種団体からの派遣職員が多いなど、寄り合い所帯的な性格が強く、責任の所在が曖昧な組織体制となっている。

省略

1 出資法人の自主性・自律性の向上 省略

(1) 組織体制の見直し ①経営責任の明確化 出資法人は、 独立した法人格を有するものであり 自らが主体的に経営努力を行っていくこが 求められるが、現状は、役員の大部分が非常勤であるとと もに、県をはじめ各種団体からの派遣職員が多いなど、寄 り合い所帯的な性格が強く、責任の所在が曖昧な組織体制 となっている。

このため、出資法人の設立や運営には県民の税金が使われているということを認識し、経営責任を明確にする観点から、組織の肥大化の防止を図りつつ、役員の常勤化や経営感覚を有する人材の役員への登用、役員の職務権限や責任の明確化などへの取組を行う。

また、特別法人を除く出資法人は、原則として、役員会等には代理人を出席させることはできず、本人の出席が必要であること及び出資法人の経営が悪化した場合等には、民事、刑事又はその双方の法的責任追及が行われる可能性があり得ること(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第111条第1項、会社法(平成17年法律第86号)第423条第1項など)を、役員等に対し十分に認識させる必要がある。

## ③柔軟で効率的な組織体制の構築 省略

④プロパー職員の<u>採用・</u>育成と見直しに伴う雇用問題への配 慮

出資法人が継続的・計画的に事業運営を行っていくためには、多様な人材の活用を図る一方で、プロパー職員について、計画的な採用及び中長期的な視野に立った

一 育成や資質の向上を図ることが欠かせない。このため、優秀な人材の確保及びプロパー職員の経営感覚やコスト意識等の向上を図る観点から、業務に関連する研修・講座等の受講機会の充実、他法人との人事交流促進、能力・業績重視の人事・給与制度の導入、管理職登用など

の取組を行う。

また、見直しを推進していく過程において、職員の雇用問題が発生する場合には、早期退職制度の導入や再就職先の斡旋、資格取得に対する支援など、出資法人において可能な最大限の配慮を行う。

このため、出資法人の設立や運営には県民の税金が使われているということを認識し、経営責任を明確にする観点から、組織の肥大化の防止を図りつつ、役員の常勤化や経営感覚を有する人材の役員への登用、役員の職務権限や責任の明確化などへの取組を行う。

また、特別法人を除く出資法人は、原則として、役員会等には代理人を出席させることはできず、本人の出席が必要であること及び出資法人の経営が悪化した場合等には、民事、刑事又はその双方の法的責任追及が行われる可能性があり得ること(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第111条第1項、会社法(平成17年法律第86号)第423条第1項など)を、役員等に対し十分に認識させる必要がある。

## ②柔軟で効率的な組織体制の構築 省略

③プロパー職員の\_\_\_\_育成と見直しに伴う雇用問題への配慮

出資法人が継続的・計画的に事業運営を行っていくためには、多様な人材の活用を図る一方で、 中長期的な視野に立ったプロパー 職員の育成や資質の向上を図ることが欠かせない。このため、 プロパー職員の経営感覚やコスト意識等の向上を図る観点から、業務に関連する研修・講座等の受講機会の充実、他法人との人事交流促進、能力・業績重視の人事・給与制度の導入、管理職登用など、プロパー職員の育成に向けた取組を行う。

また、見直しを推進していく過程において、職員の雇用 問題が発生する場合には、早期退職制度の導入や再就職先 の斡旋、資格取得に対する支援など、出資法人において可 能な最大限の配慮を行う。

#### (2) 経営基盤の充実・強化

### ①事業の見直しと他団体との連携促進

出資法人が行う事業については、人口減少や少子高齢化 の進行及びウィズコロナ・アフターコロナへの対応など社 会経済情勢の変化を捉え 、県民ニーズに適合したものと なるよう絶えず見直しを行い、県からの財政支援に頼らな い新規事業の展開や新規顧客の開拓、民間・市町等からの 事業の受託等に努めるほか、出資法人で実施する必要性が 薄れた事業、他の民間主体が成長し、市場が形成されてい る事業については、事業の廃止、譲渡、共同実施などの検討 を行う。

また、効率的・効果的な事業執行等の観点から、事業分担や共同事業の実施、ノウハウ・情報の共有化など、類似の法人や市町、NPO・ボランティア団体等との有機的な連携や協働を積極的に進める。

さらに、既存業務のデジタル化を始め、コロナ禍において急速に進展したデジタル技術を駆使し、より効率的・効果的な事業運営を推進するとともに、法人の設立趣旨に応じた地域課題の解決に資する事業の更なる展開を図るなど、経営基盤の充実・強化に努める。

## ②収支構造の改善

収支構造を改善する観点から、収益事業の展開、賛助会費の徴収や利用者負担金の導入・利用者負担金額の見直し、デジタルマーケティングの手法の活用などPR活動強化による利用料の増収、広報誌・ホームページ等を活用した広告料収入の確保など、収入増加に向けたあらゆる取組を行う。特に、物価高騰、長引く低金利による運用益の減少に伴う収入減等の影響により、収支構造が不安定となっている法人が見受けられることから、今後の運営に支障がないよう十分注視する。

#### (2) 経営基盤の充実・強化

### ①事業の見直しと他団体との連携促進

出資法人が行う事業については、

会経済情勢の変化に対応し、県民ニーズに適合したものとなるよう絶えず見直しを行い、県からの財政支援に頼らない新規事業の展開や新規顧客の開拓、民間・市町等からの事業の受託等に努めるほか、出資法人で実施する必要性が薄れた事業、他の民間主体が成長し、市場が形成されている事業については、事業の廃止、譲渡、共同実施などの検討を行う。

また、効率的・効果的な事業執行等の観点から、事業分担や共同事業の実施、ノウハウ・情報の共有化など、類似の法人や市町、NPO・ボランティア団体等との有機的な連携や協働を積極的に進める。

# ②収支構造の改善

う十分注視する。

なお、公益法人については、事業を実施するに当たり、認定法に規定する以下の事項に留意する。

- ○公益目的事業を行うことを主たる目的とすること(認 定法第5条第1号)
- ○投機的な取引、高利の融資その他の事業であって公益 法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないもの 又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのあ る事業を行わないこと(同第5号)
- ○公益目的事業について、当該事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること(同第6号)
- ○公益目的事業以外の事業を行う場合には、当該事業を 行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼす おそれがないものであること(同第7号)
- ○その事業活動を行うに当たり、毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならないこと(同第8号及び第15条)

また、業務手順の抜本的な見直しや事業積算の見直し、 <u>ICT化</u>の推進等による事務費の削減、アウトソーシングの推進など、徹底した経費の削減を図る。

### ③資金の管理運用の適正化 省略

## ④監査体制の強化

出資法人においては、適正な事業運営を支えるとともに、経営の透明性及び法人に対する外部の信頼性を高めるために、監査体制の充実・強化を図ることとし、法人の形態により法令等で定められたものを置くことはもとより、公認会計士等の専門家による外部監査体制の整備等を図ることで、ガバナンスの強化に努める。

なお、公益法人については、事業を実施するに当たり、認 定法に規定する以下の事項に留意する。

- ○公益目的事業を行うことを主たる目的とすること(認定法第5条第1号)
- ○投機的な取引、高利の融資その他の事業であって公益 法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないもの 又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのあ る事業を行わないこと(同第5号)
- ○公益目的事業について、当該事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること(同第6号)
- ○公益目的事業以外の事業を行う場合には、当該事業を 行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼす おそれがないものであること(同第7号)
- ○その事業活動を行うに当たり、毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならないこと(同第8号及び第15条)

また、業務手順の抜本的な見直しや事業積算の見直し、 <u>I T化</u>の推進等による事務費の削減、アウトソーシング の推進など、徹底した経費の削減を図る。

# ③資金の管理運用の適正化 省略

# ④監査体制の強化

出資法人においては、適正な事業運営を支えるとともに、経営の透明性及び法人に対する外部の信頼性を高めるために、監査体制の充実・強化を図ることとし、法人の形態により法令等で定められたものを置くことはもとより、公認会計士等の専門家による外部監査体制の整備等を図る\_\_\_\_

#### (3) 役職員数及び給与制度の見直し

#### ①役職員数の適正化

出資法人の役員数については、経営責任の明確化等、実質的にガバナンスを効かせる観点から、法人の事業規模、業務内容、職員数に応じた最小限のものとする。特に、特別法人を除く出資法人は、原則として役員会等に役員等の代理人を出席させることはできないこと、また、公益法人においては、他の同一の団体の理事、使用人等で理事等の3分の1を超える数を占めてはならないこと(監事も同様。認定法第5条第11号)などを踏まえ、適正化を図る。特に、役員が充て職になっている場合には、法人と役員の所属する団体の意思疎通を図る役割など、その職責が果たせるかどうか十分検討するとともに、当該役員にもその認識を持たせる必要がある。

職員数については、人件費適正化等の観点から、事業の 見直し、新規採用の抑制、早期退職制度の活用、多様な人材 の活用等を進めることにより、法人の事業規模に応じたも のとなるよう適正化を図る。

## ②給与等水準の適正化 省略

## ③能力・業績に応じた人事・給与制度の導入

出資法人は、公共的性格を失うものであってはならないが、同時に、県から独立した一つの経営体であり、人事・給与制度についても、優秀な人材の確保及び職員の労働意欲を高め、業績向上に結びつくものとすることが必要である。このため、能力主義に基づく抜擢人事や、業績に連動した賞与・手当の支給、報奨金制度の創設など、職員の労働インセンティブが働きやすい人事・給与制度の導入を図る。

## (4) 経営におけるPDCAサイクルの実践 省略

#### (3) 役職員数及び給与制度の見直し

①役職員数の適正化

出資法人の役員数については、経営責任の明確化等\_\_\_\_ の観点から、法人の事業規模、 業務内容、職員数に応じた最小限のものとする。特に、特別 は人を除く出資法人は、原則として犯員会等に犯員等の代

業務内容、職員数に応じた最小限のものとする。特に、特別法人を除く出資法人は、原則として役員会等に役員等の代理人を出席させることはできないこと、また、公益法人においては、他の同一の団体の理事、使用人等で理事等の3分の1を超える数を占めてはならないこと(監事も同様。認定法第5条第11号)などを踏まえ、適正化を図る。\_\_\_\_\_

職員数については、人件費適正化等の観点から、事業の見直し、新規採用の抑制、早期退職制度の活用、多様な人材の活用等を進めることにより、法人の事業規模に応じたものとなるよう適正化を図る。

## ②給与等水準の適正化 省略

# ③能力・業績に応じた人事・給与制度の導入

出資法人は、公共的性格を失うものであってはならないが、同時に、県から独立した一つの経営体であり、人事・給与制度についても、 職員の労働意欲を高め、業績向上に結びつくものとすることが必要である。このため、能力主義に基づく抜擢人事や、業績に連動した賞与・手当の支給、報奨金制度の創設など、職員の労働インセンティブが働きやすい人事・給与制度の導入を図る。

#### (4) 経営におけるPDCAサイクルの実践 省略

#### 2 県の関与の適正化

省略

- (1) 財政的関与の見直し
  - ①補助金の縮減、整理・統合 省略
  - ②委託料・貸付金の見直し

事業の委託については、今後も、委託内容や委託料の積 算方法について見直しを行う。また、民間事業者等の事業 参入に公正を確保するため、競争入札の実施に努めるとと もに、出資法人から他団体への再委託率が高い事業につい ては、当該出資法人に対する委託を行わないこととする。 また、近年コロナ禍や物価高騰の影響等により指定管理業 務に係る委託料が増額傾向にあることから、過度なものと ならないよう精査に努める。

貸付金については、可能な限り民間資金の活用等の方策を出資法人自らが検討する。やむを得ず県の貸付けが必要とされる場合で、現に出資法人への運転資金としての短期貸付けを行っているときも、補助金と同様、縮減するなど、見直しを図る。

## ③債務負担行為等の抑制 省略

# (2) 人的関与の見直し

## ①県派遣職員の計画的引揚げ

県職員の出資法人への派遣について、県は「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)等の趣旨を踏まえ、派遣目的、職務、期間等を明確にした上で、必要最小限の人数とするとともに、事業が軌道に乗った場合など、適時適切に派遣の必要性や人数を見直すこととし、出資法人の経営改善策やプロパー職員の採用及び人材育成策等と連動して計画的に派遣職員の引揚げを図る。

#### 2 県の関与の適正化

省略

- (1) 財政的関与の見直し
  - ①補助金の縮減、整理・統合 省略
  - ②委託料・貸付金の見直し

事業の委託については、今後も、委託内容や委託料の積 算方法について見直しを行う。また、民間事業者等の事業 参入に公正を確保するため、競争入札の実施に努めるとと もに、出資法人から他団体への再委託率が高い事業につい ては、当該出資法人に対する委託を行わないこととする。

貸付金については、可能な限り民間資金の活用等の方策を出資法人自らが検討する。やむを得ず県の貸付けが必要とされる場合で、現に出資法人への運転資金としての短期貸付けを行っているときも、補助金と同様、縮減するなど、見直しを図る。

③債務負担行為等の抑制 省略

# (2) 人的関与の見直し

## ①県派遣職員の計画的引揚げ

県職員の出資法人への派遣について、県は「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)等の趣旨を踏まえ、派遣目的、職務、期間等を明確にした上で、必要最小限の人数とするとともに、事業が軌道に乗った場合など、適時適切に派遣の必要性や人数を見直すこととし、出資法人の経営改善策やプロパー職員の\_\_\_\_

\_\_\_\_人材育成策等と連動して計画的に派遣職員の引揚げを 図る。

#### ②県退職者の役職員就任の見直し

県退職者の役職員への就任は、出資法人の経営戦略に基づく必要性に応じて行うことが基本であり、他の人材の活用や内部登用を阻害することのないよう、県の関与は、当然のことながら、出資法人からの要請に応じて知識経験を有する適任者を紹介することに限定する。<u>また、紹介に当たっては、</u>当該退職者にその役割や職責を十分認識させる必要がある。

- ③代表者等への充て職の抑制 省略
- (3) 出資法人の設立 省略
- (4) 出資法人の活用 省略
- 3 法人情報等の積極的な開示等 省略
  - (1) 法人情報の公開 省略
  - (2) 認知度の向上

出資法人に対する県民の理解と信頼を得る上で、(1)による法人情報の公開もさることながら、出資法人自らが果たす役割や取り組む活動の認知度を上げることも重要である。このため、出資法人においては、自らのホームページやSNSの運用のほか、パブリシティ活動の推進や、デジタルマーケティングの手法を活用した効果的な情報発信等に取り組み、県民への積極的なアピールに努める。

## Ⅳ 出資法人の経営評価 省略

#### ②県退職者の役職員就任の見直し

県退職者の役職員への就任は、出資法人の経営戦略に基づく必要性に応じて行うことが基本であり、他の人材の活用や内部登用を阻害することのないよう、県の関与は、当然のことながら、出資法人からの要請に応じて知識経験を有する適任者を紹介することに限定する。

### ③代表者等への充て職の抑制 省略

- (3) 出資法人の設立 省略
- (4) 出資法人の活用 省略
- 3 法人情報等の積極的な開示等 省略
  - (1) 法人情報の公開 省略

## (2) 認知度の向上

出資法人に対する県民の理解と信頼を得る上で、(1)による法人情報の公開もさることながら、出資法人自らが果たす役割や取り組む活動の認知度を上げることも重要である。このため、出資法人においては、自らのホームページ、広報誌等を利用し

県民への積極的なアピールに努める。

#### Ⅳ 出資法人の経営評価 省略